賃借料	借地借家料	他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する（以下「賃借料」において同じ。）。
	道路占用料	
	水面使用料	
	線路使用料	共架料を含む。
	設備賃借料	他人の変電設備を使用することに対して支払う賃借料を整理する。
	電柱敷地料	
	線下補償料	建物の移転等に関するものを除く。
	機械賃借料	他人の計算機械を使用することに対する賃借料を整理する。
	雑賃借料	上記の各目に該当しない賃借料を整理する。
託送料	託送料	他に送電、変電及び配電を委託する場合の費用を整理する（事業者間精算費に整理されるものを除く。）。
事業者間精算費	事業者間精算費	新電気事業法第17条第１項の規定による振替供給に要する費用として一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成16年経済産業省令第118号）の規定に準じて算定したものを整理する。
委託費	委託運転費	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用を整理する。「厚生費」、「委託検針費」、「委託集金費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「託送料」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く（「雑委託費」において同じ。）。
	雑委託費	上記に該当しない委託費を整理する。
損害保険料	損害保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を、部門別に整理する。
普及開発関係費	販売関係普及開発関係費	電気の使用合理化及びせん用防止に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。
	一般普及開発関係費	事業に関する一般的啓蒙宣伝に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）を含む。）を整理する。
養成費	研修施設運営費	研修施設の運営に要する費用を整理する。雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で養成のためのものを含む（「その他養成費」において同じ。）。
	その他養成費	上記以外の養成事業のための費用を整理する。
研究費	社内研究費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で研究のためのものを整理する。
	委託研究費	
諸費	通信運搬費	電信電話料、郵送料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く（以下「諸費」において同じ。）。
	旅費	出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
	寄付金	
	団体費	諸会費及び事業団体費等を整理する。
	その他諸費	上記以外の諸費を整理する。
貸倒損	貸倒損引当額	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「託送収益」、「事業者間精算収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損引当を整理する。
	貸倒損発生額	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「託送収益」、「事業者間精算収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
固定資産税	固定資産税	
雑税	雑税	
減価償却費	普通償却費	設備ごとに普通償却費を整理する。
	特別償却費	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づき減価償却を行う場合にその額を設備ごとに整理する。
	試運転償却費	建設中の電気事業固定資産の試運転に伴う減価償却相当額を発電設備ごとに整理する。
固定資産除却費	除却損	設備ごとに除却損を整理する。
	除却費用	設備ごとに除却費用を整理する。
共有設備費等分担額	共有設備費等分担額	
共有設備費等分担額（貸方）	共有設備費等分担額（貸方）	